

パブリックコメントの結果について

【意見募集の概要】

案件名	認可外保育施設の設備及び運営に関する基準について
募集期間	令和元年7月22日(月) ～ 令和元年8月20日(火) (30日間)
担当部・課	福祉部 子育て支援課

【集計結果】

意見提出人数	1人
意見数	4件

【意見の検討結果】

項目	
① 修正します	意見に基づき、原案を修正するもの
② 意見として承ります	原案は修正しないが、今後の取組の参考とするもの
③ 原案のとおりとします	検討した結果、修正しないもの
④ その他	原案に関する意見でないもの(感想や質問)に回答するもの

【意見及び検討結果等の一覧】

No.	項目	意見	検討結果及びその理由	
1	国基準について	国と同様の基準にするのではなく市の実情を踏まえて検討すべきである。	③原案のとおりとします	当市の実情を踏まえ検討した結果、保育サービスの質を確保していく観点から国基準と同様の基準を市でも採用すると判断したものです。
2	保育従事者の資格について	資格要件である「都道府県が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者」について、どれだけ受講するものがあると想定しているのか、受講者数が少ないなど実行性に乏しいのであれば再検討すべきである。	③原案のとおりとします	今年度も岐阜県主催による「子育て支援員研修」が開催されており、延べ約580名の方が申込みされました。なお、研修の受講に際しては、多くの方に参加いただけるよう積極的な勧奨に努めていきます。
3	保育従事者の資格について	保育士又は看護師を配置した場合は、両者は同一労働、同一賃金であるべきと考える。また、そのためには事業者が労働者に対して賃金や待遇についての情報を正確に提示すべきである。	③原案のとおりとします	国の基準において、保育士や看護師の待遇等に関する規定がないため市が基準を定めることはありませんが、関係法令の趣旨を踏まえ関係機関と連携して必要な指導、助言を行うこととしています。
4	保育従事者の資格について	市が雇用している保育士資格を持たない「保育補助者」は、この基準においてどのような位置づけになるのか。	④その他	認可保育園では、保育に従事する者は全て保育士などの有資格者となっており、資格を持たない保育補助者は、保育士の配置とは別に配置しているものです。 認可外保育施設では、保育に従事する者のうち概ね1/3以上が保育士等の有資格者とされていますので、その基準を満たしている限り資格の無い方でも保育に従事することができます。